

社会資本整備重点計画と 取組み状況

平成19年2月20日 国土交通省砂防部

社会資本整備重点計画について.....	1
現行の重点計画の概要.....	2
土砂災害から保全される戸数の推移.....	4
災害時要援護者関連施設の重点的な対策.....	5

社会資本整備重点計画について

- 経済財政諮問会議での議論を踏まえ、社会資本整備に関する事業別の計画を一本化。計画内容を「事業費」から、国民から見た「達成される成果」に転換し、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4分野に沿って重点化。
- 実施に当たっては、重点化を行うとともに、事業評価、コスト縮減、PFI活用などの改革を推進。

9本の事業分野別計画

道 路

交通安全施設

空 港

港 湾

都市公園

下 水 道

治 水

急傾斜地

海 岸

一本化

重点化・集中化のための
計画に転換

注・二重枠の事業分野別計画は、各々の緊急措置法があったもの

<社会資本整備重点計画> (平成15年10月閣議決定)

※平成15年度以降の5箇年間を計画期間

○対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸（民間との連携による取組やソフト施策も含む）

○主なポイント

①国民から見た成果目標を明示

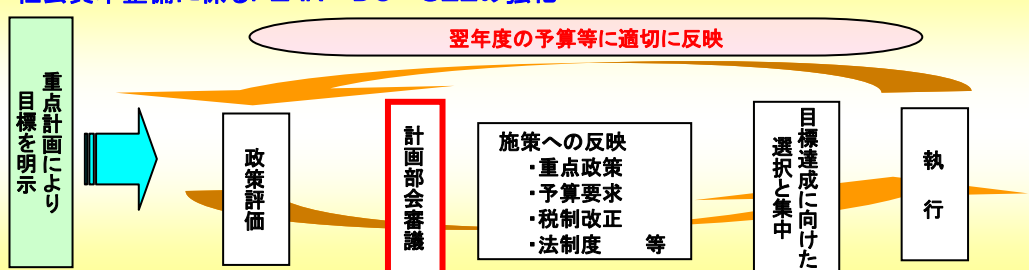
・「暮らし・安全・環境・活力」の4分類に沿って、15の重点目標及び35の指標を設定

②社会資本整備の改革方針を決定

- ・事業相互間の連携の強化
- ・事業の構想段階から住民参加を推進
- ・技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化
- ・事業評価の厳格な実施などPLAN-DO-SEEの強化
- ・入札・契約の適正化
- ・PFIなど民間資金・能力の活用
- ・国庫補助負担金について地方の裁量の向上

③国・地方公共団体・国民の間の対話手段として活用

社会資本整備に係るPLAN-DO-SEEの強化



現行の重点計画の概要（1）

第1章 社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施

- 事前から事後までの一貫した事業評価の実施・公表、事後評価の結果を改善措置等に反映
- 国等が行う事業について、規格の見直し、事業のスピードアップ（地籍調査の推進等）などにより、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成
- 事業の構想段階における住民参加プロセスの導入
- 他の公共事業計画に位置付けられた事業も含めた事業間連携の推進
- ETCの普及促進、災害やバリアフリーに関する情報の提供等のソフト施策との連携
- 公共工事入札契約適正化法の趣旨の徹底
- PFI方式など民間資金・能力の活用を推進
- ローカルルールを導入、地方ブロックの重点整備方針のとりまとめなど地域の実情に応じた社会資本整備の推進
- 国庫補助負担金について地方の裁量性を高める方向で改革

現行の重点計画の概要（2）

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業 一砂防関係のみー

- 《暮らし》（1） 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等
土砂災害危険箇所存する災害時要援護者関連施設について土砂災害対策を重点的に実施
- （2） 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等
市街地に隣接する山麓斜面等でのグリーンベルトの整備・保全等を推進
- 都市域における水と緑の公的空間確保量 【12m²/人→13m²/人】
- 《安全》（1） 水害等の災害に強い国土づくり
水害等の災害を防止する施設整備等を推進
災害時要援護者関連施設及び重要交通網等ライフラインの土砂災害・雪害等からの保全
三宅島等での火山噴火に伴う土砂災害への適切な対応
災害に関する情報をリアルタイムで提供する施設や体制を整備
土砂災害危険箇所の増加抑制のための土砂災害警戒区域等の指定
ハザードマップの作成支援
- 洪水による氾濫から守られる区域の割合 【約58%→約62%】
●土砂災害から保全される戸数 【約120万戸→約140万戸】
うち災害時要援護者関連施設数 【約3,100施設→約4,100施設】
- （2） 大規模な地震、火災に強い国土づくり
急傾斜地崩壊対策を推進
- 《環境》（1） 地球温暖化の防止
山麓斜面等の公共空間における緑化の推進
- （2） 都市の大気汚染及び騒音等に係わる生活環境の改善
水と緑のネットワークの形成
- （3） 良好な自然環境の保全・再生・創出
緑の再生等が必要な箇所における緑化の推進
魚類の生息環境改善のため魚道の整備等の推進
- 《活力》（1） 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化
歴史的・文化的資源を活用しつつ、豊かな自然環境・景観や活火山地域などの地域特性に応じた観光振興・交流拠点の整備を推進

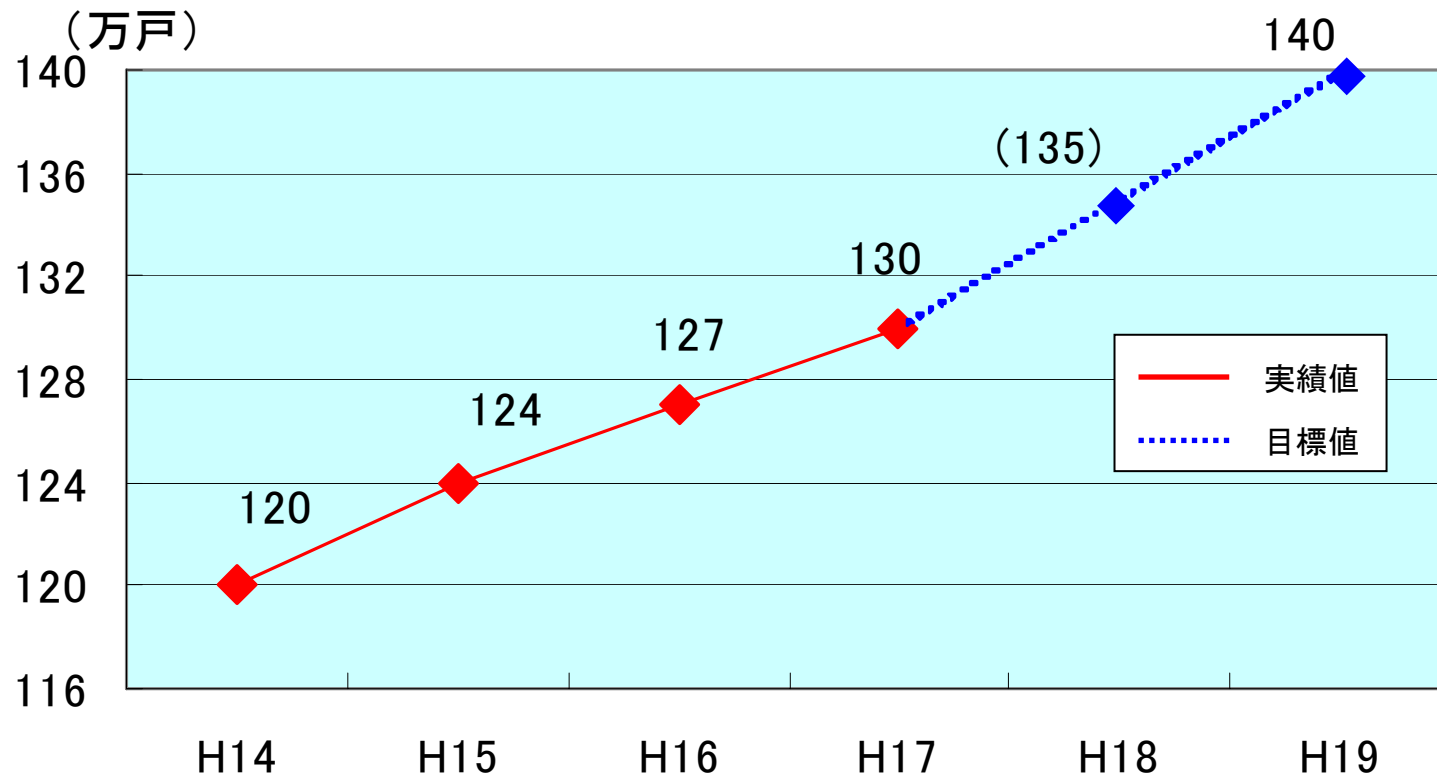
土砂災害から保全される戸数の推移

取組み状況

土砂災害から保全される戸数

- ・全国の土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、土砂災害から保全(安全が確保)される家屋等の総戸数を約120万戸(H14年度末)を約140万戸(19年度末)にする。
- ・平成17年度の実績値は約130万戸であり、目標に向けて指標値は概ね順調に伸びている。

全保全人家戸数:340万戸



災害時要援護者関連施設の重点的な対策

取組み状況

土砂災害から保全される戸数のうち災害時要援護者関連施設数

- ・土砂災害から保全される戸数のうちの災害時要援護者関連施設(病院、老人ホーム、幼稚園等)の総数を約3,100施設(H14年度末)を約4,100施設(H19年度末)にする。
- ・平成17年度の実績値は約3700戸であり、目標に向けて指標値は順調に伸びている。

